

◇職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 条例の制定理由

地方自治法の一部が改正され、職員等の県に対する損害賠償責任について条例で定める額を超える額について免責することができることとされたことに伴い、当該条例で定める額等必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対する賠償の責任を負う額のうち次に掲げる職員等の区分に応じそれぞれに定める額を超える額を免責するものとする。

ア 知事 基準給与年額に6を乗じて得た額

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 基準給与年額に4を乗じて得た額

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、病院事業の管理者又は警察本部長 基準給与年額に2を乗じて得た額

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 基準給与年額に1を乗じて得た額

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2

エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。